

次世代育成支援対策に関する一般行動計画

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員が能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定し実施する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2. 内 容

目 標 1	計画期間内に、育児休業の取得状況を次の水準以上を目指す ・ 男性職員・・・3人以上取得すること ・ 女性職員・・・取得率85パーセント以上とすること
-------	--

< 対 策 >

男性も育児休業が取得できることを周知すると共に、取得希望者の問い合わせ相談窓口を管理部門（人事給与）とする。

目 標 2	男性が子育て目的の休暇の取得促進 ・ 配偶者出産時の特別有給休暇（7日）取得率100%を目指す
-------	--

< 対 策 >

職員に対し制度を周知すると共に、取得について職場の理解が得られる環境をつくる。

目 標 3	年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 ・ 各職場の年次有給休暇の平均消化率80%以上を目指す
-------	--

< 対 策 >

年次有給休暇取得を促進し、管理職が率先して取得するよう努め、年次有給休暇を取得しやすい職場環境をつくる。

目 標 4	所定外労働の削減のための措置の実施 ・ 全職員の所定外労働時間を、1人当たり月20時間未満を目指す
-------	--

< 対 策 >

管理職から定時退社の声掛けを積極的に行い退社しやすい職場環境をつくる。